

令和6年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【経営企画部】
6	40	成果指標の設定と事業の見直し	事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI(重要業績評価指標)等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨しているとのことであり、経営企画部、環境部、建設部の事業でも成果指標を設定している事業が多くみられた。しかしながら、No1 温暖化対策推進事業、No12 ごみ収集委託事業、No15 海浜地清掃事業やNo29 ごみ収集直営事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地があるため「監査の意見」とした事業が検出されている。前回、前々回(令和4・5年度)の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、各事業において適切なKPI等の成果指標を設定することが全庁的な課題であるため、改めて総論で意見として記載することとした。 成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。なお、「横須賀再興プラン2022-2025」には、数値目標や重要業績指標(KPI)が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランの数値目標やKPIを意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると考えられるので、参考にされたい。	【現状】 (各年度の予算事業) 予算編成要領において、予算要求見積書にKPIを記載することとしている。原則、数値での設定を指示しているなかで、定性的なKPIを設定している事業もある。また1細細目にあたり、複数の事業がある場合、すべての事業単位で設定していない場合もある。 (実施計画事業) 「事務事業等の総点検」の取り組みで、特に「横須賀再興プラン2022-2025」(以下、再興プラン)にかかる事業については、執行額とともにKPIを設定し、その経年の変化をチェックできるようにしている。 (再興プランと各年度の予算事業について) 再興プランの数値目標・KPIは、施策単位で設定している。各事業のKPIは、再興プランの柱との連動性を意識した設定としている。 【今後について】 一部、適切なKPIとなっていないものも散見されるため、各年度の予算事業のKPIについて、より定量的なKPIや、より再興プランとの連動性を意識したKPIが設定できるよう次期実施計画の策定にあたり、見直しを図っていく。

7	48	各業務の実態に沿った成果指標の設定	当事業の内容は大きく分けて、よこすかエコポイント付与に関連する「よこすかエコポイント事業の実施」と、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」がある。所管課は、成果指標として、よこすかエコポイントの交付件数を設定している。しかし、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関する活動は、エコポイントの交付とは直接的に紐づく業務ではなく、成果指標が設定されていない状況である。なお、空調省エネシステムの導入は、所管課によると、費用対効果及び運用上の課題等を整理・検証する試行事業であるため、導入効果の検証は行っているものの、現時点では成果指標の設定はしていないとのことである。 適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待されるが、適切な指標が設定されていないとこのようなPDCAサイクルを回すことが困難になる。 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関して、協議会の活動内容に紐づく具体的な成果指標を設定することにより、所管課の目標や努力が数値化されることで、さらに予算の適正化に資することが望まれる。また、よこすかエコポイントに関しても、次の【意見8】と関係するが、よこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうかに関するアンケートを入手できれば、現状の交付件数(アウトプット指標)に加えて、アウトカム指標も成果指標に加えることで、より効果的にPDCAサイクルを回すことができるようになると考えられる。	協議会の取り組みに関するKPIの設定について、検討を進める。 なお、アウトカム指標のためのアンケート調査を、エコポイント利用者や当該協議会の取り組みの参加者を対象として実施した場合、意識が高い方を対象としている可能性が高く、結果の信用性に不安が残るため、指標としては、アウトプット指標が中心になると考えている。 しかし今後の事業見直しの材料として活用することを念頭に、アンケート調査等を実施していくことで、PDCAサイクルを進めていきたい。
8	49	横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施するイベントの効果的な開催	協議会は、地域に即した地球温暖化対策として、日常生活や事業活動の中で地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えていくための啓発活動として様々なイベントを開催しているが、開催規模や参加者は年々遞減傾向にあるものも多い。 協議会の実施するイベントは主に脱炭素化の推進施策の一つであり、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えるよい機会となる一方、イベント規模や参加者が少ないと効率よくそれらを検討する機会の提供が難しくなる。 実際のエコポイント交付対象者及び協議会が開催する各種イベント活動への参加者に対してアンケートを実施するなどにより、事業の効果(例えばよこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうか)や市民の意見などの情報を適時に収集し、変遷を分析した上で、事業の見直しを図ることが望ましい。脱炭素推進のための各種イベント活動が成果に貢献しているのか客観的に評価し、より市民の関心を向けるきっかけとなっているイベントや企画に焦点を当てて予算を投じることができるよう、協議会に対しても働きかけていくことが必要と考える。	協議会の参加者数が少ないイベントについては、見直しを図っていく。 またアンケート調査等を行い、さらに改善を図っていく。

9	57	家庭用電気自動車等導入者 奨励金の対象	現在は、支給対象が「市内に生産拠点を有する事業者が製造したもの」に限られており、実際に市内に生産拠点を有する事業者が日産自動車株式会社のみであるため、奨励金の対象となる車種が限定されている状況である。 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の前文でうたわれているように、地域経済振興と共存した脱炭素社会への移行が理想であり、対象車種を限定しているのもこれが理由とみられる。しかしながら、電気自動車の普及の大きな障壁のひとつとして車両価格やバッテリー等が非常に高価である点がある中で、数ある電気自動車の中で奨励金対象となる車種を限定していることは、市民の消費活動を抑制し、脱炭素社会への移行という目的が遠のいている可能性がある。 地域経済振興との共存という観点ではジレンマであるが、奨励金の対象車種の拡大について改めて検討されたい。	本事業の目的は、大きく2つあり、1つは、電気自動車の普及を通して、ゼロカーボン社会を推進すること、2つ目は市内産業の発展、市内経済の活性化等を目的に、地元企業を大切にし、応援することにある。（家庭用電気自動車等導入者奨励金交付要綱 第1条 低炭素社会の実現及び市内の産業の発展を目的として、電気自動車の普及を促進するため、【中略】この要綱の定めるところによる。） 対象拡大の提案について、現在の限定的なものから、例えば、金額に差をつけるなどして、要件を緩和することについて検討していく。
---	----	------------------------	--	---

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境部】
1	33	入札無効時の規則制定	横須賀市契約規則第15条において入札の無効について規定されている。No.19リサイクルプラザ再資源化事業において、入札が無効になる事象が発生したが、入札の無効時の事務処理についての規程がないため無効とした理由が明記されておらず、入札の無効要因を事後的に確認することが難しい状況にある。 無効理由について事後的に検証することができるように入札書等においてその無効理由を記載するよう、横須賀市で規則を定めることが望ましい。	環境部としては意見29番で指摘されたとおり対応することとする。
2	33	受益者負担割合の適正化	地方公共団体が行う公共サービスはNo12 ごみ収集委託事業のように広く市民が利用する性質の事業と、No13 粗大ごみ収集事業のように粗大ごみを処分したい市民が利用する性質の事業がある。後者の性質の事業に係る費用は受益者が一部負担しているが、受益者負担割合が論点となる。No10 廃棄物処理手数料管理システム事業に記載のし尿収集及び浄化槽清掃の手数料、No13 粗大ごみ収集事業に記載の粗大ごみ収集手数料のように、手数料や手数料割合について検討の余地のあるため「監査の意見」とした事業が検出されている。 事業の性質に合わせて受益者負担割合を検討したうえで手数料の見直しが必要無いか、検討することが望ましい。意見2に関連して、第5章の各論で記載した意見の一覧と概要は図表4-1-2のとおりである。詳細は、第5章を参照されたい。	事務事業の総点検の一環として、適正な負担割合を検討し、手数料の適正な見直しを図っていく。
3	35	業務効率化の観点からの、手数料収納方法の前納制へ移行	意見2に記載したように、今回対象にした事業では手数料を収入する事業が複数ある。ただし、その手数料の収入方法が必ずしも前納制となっているわけではなく、一部後納制も受け付けている。後納制の場合、なんらかの事情で支払いが遅延し、不納(収納未済、未収金)が生じてしまう。市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと回収の活動を行っている。これらの活動に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性や効率性の観点からは対策すべきである。 手数料収入の方法について、機械やシステム等を利用することによって原則前納制とすることができるよう、継続的に検討することが望ましい。意見3に関連して、第5章の各論で記載した結果・意見の一覧と概要は図表4-1-3のとおりである。また、意見にはしていないが、No18 浄化槽清掃事業においても、債権について職員が催告を行っている。詳細は、第5章を参照されたい。	納付書払いによる未収納について課題として認識している。機械やシステム等を利用することにより、原則前納制について検討していく。
4	37	経済性や効率性の観点からの意見	今回、監査した事業の中には、意見2以外にも、経済性や効率性の観点(財源確保含む)から、改善できる可能性がある事項が何点か検出されている。 経済性や有効性の観点から、第5章の各論で記載した主な意見は図表4-1-4のとおりである。これらの意見は、現場職員へのヒアリングや、関連資料の閲覧を通じて得たものである。横須賀市には、現場の意見を参考にしつつ、改善の余地を検討していただきたいと考えている。	個々の内容について検討していきたい。

5	39	事業の必要性の検討	今回、監査した事業の中に、事業開始後の環境変化により、事業を継続するか否かを検討したほうが良い事業が見された。 横須賀市においては、「事務事業等の総点検」と題して、毎年、全ての事務事業を対象に、今後の事業の方向性を含めて点検を行っている。直近の令和5年度事業については、令和6年(2024年)9月に市のHPIにおいて結果を公表している。令和5年度版の「事務事業等の総点検」では、下記の積替保管事業についての今後の事業の方向性として「本積替保管施設は仮設であり、今後の利用方針が明確になっていないため、本事業の継続性も未定であるが、当面は継続する」とあるが、監査人としては、事業開始時から外部環境の変化が見られ、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきていると考えたため、事業の方向性については、今一度、検討する必要があると考えている。「事務事業等の総点検」で今後の事業の方向性を検討する仕組み自体は、行政をスリム化するうえで必要な仕組みであると考えている。今後も継続的に取り組んでいただきたい。	造園業者等から排出される枝・草等の受入れについては、民間の資源化施設へ移行することを検討しており、令和8年度中に本市での受入れを終了する予定である。 また、本市での受入れ終了に伴い、積替保管施設は閉鎖する予定である。
6	40	成果指標の設定と事業の見直し	事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI(重要業績評価指標)等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨しているとのことであり、経営企画部、環境部、建設部の事業でも成果指標を設定している事業が多くみられた。しかしながら、No1 温暖化対策推進事業、No12 ごみ収集委託事業、No15 海浜地清掃事業やNo29 ごみ収集直営事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地があるため「監査の意見」とした事業が検出されている。前回、前々回(令和4・5年度)の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、各事業において適切なKPI等の成果指標を設定することが全庁的な課題であるため、改めて総論で意見として記載することとした。 成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。なお、「横須賀再興プラン2022-2025」には、数値目標や重要業績指標(KPI)が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランの数値目標やKPIを意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると思われるので、参考にされたい。	各年度の予算事業のKPIについては、事業により性格上、効果測定が確立されていないもの、測定が困難なものがあるが、市民サービス向上の観点から導かれる目標値の設定や他都市の状況を確認するなど、より適切な成果指標を設定するよう検討していく。

10	66	市役所庁舎内で生じた蛍光管やミックスペーパーのごみ処理	所管課において、蛍光管や印刷物等（以下、ミックスペーパーとする）の廃棄処理を担当しているが、所管課によると、特にミックスペーパーの廃棄処理について、未利用のパンフレットが大量に廃棄処理されるケースが散見されているとのことである。また、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当している。所管課によると、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理業務を市役所にて導入する際に廃棄物処理を担当している環境部がこれらの資源化方法に関する情報を入手しやすく、資源化政策を推進しやすい等の理由から環境部が担当したものと推測されるが、過去の経緯は不明とのことである。 パンフレットを外注で印刷する場合、パンフレット不足に備え余裕をもって発注することはやむを得ない面もあるが、大量に廃棄処理が生じるのはエコとは言い切れず、また経済性の観点からも課題がある。 ごみを削減する工夫という観点から、まず、蛍光管や印刷物等を調達する際に将来の廃棄処理を意識し、無駄な調達とならないよう意識を醸成することが望まれる。蛍光管や印刷物等の調達は総務部や各部局が担当している一方で、廃棄処理は環境政策課が担当しており、少なくとも総務部の調達分に関しては、調達と廃棄処理を同一部署が担うことで、このような意識の醸成を加速させることができると考えられる。加えて、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当していることから、業務の効率化という観点では蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理についても総務部が担当することが望ましいと考える。	排出されるミックスペーパーの処分については、現状、環境部が資源回収協同組合と随意契約を締結し対応している一方、総務部が所管する産業廃棄物については入札で処分事業者を選定している。総務部にミックスペーパー処分業務を移管した場合、他の産業廃棄物とあわせて入札発注することはできず、スケールメリットが見込めない。 また、蛍光灯については、本庁舎の照明はすべてLED化されており、現在本庁舎からの蛍光灯廃棄は生じていない。全庁的にもLED化が進んでいるため、蛍光灯廃棄量は今後さらに減少し、総務部に移管しても業務効率化にはつながらないと考えられる。 調達と廃棄を同じ部署で担うことで意識醸成が進むかについては、総務部が紙などの調達を担当しているが、実際の使用量管理は各部局ごとに行われているのが現状である。そのため、調達と廃棄を総務部に集約しても、職員の意識が高まったり、業務の効率化が向上したりするとは考えにくく、運用面でのメリットも特に見込めない。 以上の理由から、総務部に業務を移管することは合理的でないと判断する。
11	69	指定法人ルート（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条）と再商品化計画ルート（同法第33条）の比較検討	プラスチックの再商品化は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、指定法人に委託する方法（同法第32条）と再商品化計画を策定し実行する方法（同法第33条）の2つが規定されている。横須賀市はプラスチック資源の再商品化に際して、令和5年度（2023年度）より指定法人ルートと再商品化計画ルートを併用している。所管課によると、両ルートを併用している地方自治体は全国的にも珍しく、所管課が把握している範囲ではあるが横須賀市のみではないかとの回答であった。 横須賀市が両ルートを併用している理由は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が新たに制定されたほぼ同時期に新たに横須賀市内にプラントを建設した事業者と連携するにあたり、両ルートを併用することとしたとのことである。一方で、両ルートを併用することで事務が煩雑になっている。 プラスチック資源の再商品化を指定法人ルートとするか、再商品化計画ルートとするか、併用も含めて、メリットとデメリットを比較したうえで、プラスチック資源の再商品化を行うルートを決定することが望まれる。比較の上で、以下のようない観点参考になると考えられる。 ・庁内の事務処理コスト ・再資源化に要するコスト ・両ルートの定性的な意義（安定性、横須賀市の役割などの政策的判断含む）	再商品化計画ルートは、自治体が独自にリサイクル事業者を選択できるため、自治体の政策や意向を反映しやすい処理ルートである。 本市は、廃棄物処理施設の更新を見据えており、民間リサイクル事業者と連携して処理を行うことで、処理コスト軽減や処理の効率化等のメリットが想定されることから、再商品化計画ルートでの処理が望ましいと考えている。 しかし、本市に適した事業者や処理方法を検討している現時点において、本市のプラスチック全量を一事業者に処理委託することはリスクがあるため、リスク分散の観点から現状は両ルートを併用している。 両ルートを併用することで事務が煩雑化している実態はあるため、将来的には再商品化計画ルートに一本化していきたいと考えている。

12	84	手数料負担割合の合理性 (し尿収集及び浄化槽清掃 の手数料)	横須賀市では令和5年(2023年)に、し尿収集及び浄化槽清掃の手数料見直しを実施したが、見直しの際は、県内の他都市の平均値や「公の施設の使用料に関する基本方針」を参照し、「し尿一般」を除いた各区分につき、見直し後の受益者負担率が25%程度となるように試算して手数料を設定している。「し尿一般」は主に下水道が普及していない家庭や職場向けであり、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時的に利用される仮設トイレに係るもの等である。「し尿一般」については、現状の受益者負担率が25%を相当程度下回る状況をふまえ、神奈川県下他の地方公共団体の水準(平均月1人当たり240円)を考慮して、1ヶ月1人当たり200円だったものから60円値上げした260円としている。なお、受益者負担率の目安としている25%は「公の施設の使用料に関する基本方針」の「施設の性質別負担割合について」に掲げられた利用者負担割合図(図表5-4-10-6)を参照している。但し、し尿収集及び浄化槽清掃は「施設」ではないため、当該割合図の「施設の性質」や「施設の機能」の程度を厳密に検討して選択したものでなく、受給者負担の激変緩和を考慮して目標値として設定したものである。 し尿収集及び浄化槽清掃のうち、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時的に利用される仮設トイレに係るものがほとんどである。下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と、イベント会場等の仮設トイレ収集では、その性質や公共性が異なるものと考えられ、手数料が適切に算定されていない恐れがある。例えば、イベント会場等の仮設トイレ収集の利用者負担割合を図表5-4-10-6に当てはめると、施設の機能として、下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と異なり、市民生活上、基礎的なものではないと思われ、左上のゾーン(50%)に当てはまる可能性があるのではないかと考えている。 例えば川崎市や横浜市においては、「し尿一般」の手数料を無料としているのに対し、「し尿特別」については横須賀市の手数料より割高なものとしている。横須賀市についても、種類属性別にその公共性と選択性を考慮してあるべき使用料をさらに検討し、算定することが望ましいと考える。	し尿収集手数料「し尿特別」のうち、仮設トイレの収集手数料について、近隣自治体の手数料を参考にしながら見直しを行っていく。
13	89	奨励金支払通知の方法	横須賀市では、資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体に対して、3ヶ月ごとに年間4回支払いを行っている。当該支払いに際しては、奨励金の額を算出する事務、町内会、自治会等に通知の手紙を郵送する事務等の支払事務等が生じ、人件費、郵送費、振込手数料等の事務コストが生じている。 所管課から入手した実施団体別奨励金内訳資料から算出すると、令和5年度(2023年度)第1四半期の実施団体数は494団体に上り、支払事務による相当の事務コストが生じているものと考えられる。 支払事務の効率化によるコスト低減の方法として、支払事務の委託、奨励金支払頻度の見直しという2つの方法が考えられる。前者の検討にあたっては、支払事務にどの程度のコストが発生しているかを把握・分析することが必要と考えられる。後者の検討にあたっては、年間2回とする等の対応が考えられるが、奨励金が登録団体の財源となっている点を踏まえると、登録団体と協議することが必要と考えられる。これらの検討を行い、合理的な方法とすることが望ましい。	資源回収実施団体奨励金は、団体の活動資金となっており、支払回数が変更されることで団体活動に多大な影響があるため、実施は難しい。
14	90	横須賀市資源回収協同組合 へ支払う奨励金の定期的な 見直し	横須賀市資源回収協同組合と自治会・町内会等により実施している集団資源回収について、横須賀市資源回収協同組合に対しては、令和2年度(2020年度)から12円/kgの奨励金を支払っている。当該奨励金は、平成31年度(2019年度)に横須賀市により作成された検討資料である「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、回収量予測量・売払い収入等を踏まえ、当時の10円/kgから12円/kgと見直された。見直しの検討にあたり、奨励金を見直す根拠の1つとして、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの奨励金の予測がされているが、当該予測に対する実績の把握がされていない。また、資源回収対象品目の回収量が軒並み減少しているだけでなく、回収箇所・回数の増加及び経費増による経済的な負担が増している状況とみられる。 市民サービスの維持のためにも奨励金単価の見直し検討については、横須賀市資源回収協同組合から毎年要望があるため、定期的に「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」を見直し、両方で合意を得ている証跡を残すことで、検討過程や合意を明確にする必要がある。 「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの報奨金の予測がされているが、これの実績値がどうであったかを把握することが望ましい。また、昨今の資源価格やエネルギー価格上昇を踏まえ、奨励金を見直すかどうかの検討を行い、その過程及び結果を文書として保管しておくことが望ましい。	集団資源回収事業の実績値や経費については、横須賀市資源回収協同組合から収支報告を受け協議を行っているところであるが、その過程及び結果を文書として保管していく。

15	91	登録団体に係る定期的な実在性チェック	資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体は約500あるが、それら登録団体が実際に存在していることを定期的にチェックしていない。 定期的なチェックを行わないと、重複した情報が増える可能性があり、重複したデータはデータの整合性を損ない、業務の効率性を低下させる原因となり得る。また、団体情報は個人情報を含むものであり、プライバシーの保護が要求される。不正確な情報や不要な情報が残っていると、個人情報の保護に関する法的要件に違反する可能性がある。また、不要な情報が残っていると、悪意のある第三者によって情報が漏洩する可能性がある。 ヒアリングでは、実質的なリスクはほとんどないため、定期的なチェックを実施する必要性がないとの見解を伺っているが、登録団体が実在しているか等の定期的なチェックを実施することが望ましい。	すでに実施している。
16	94	成果指標の設定	ごみ収集委託事業の効果測定として、総排出量、燃せるごみ、不燃ごみ、缶びんペットボトル、容器包装プラスチック、資源プラスチックという「ごみの量」が目標値として使用されている。 「ごみの量」を目標値とすることには、ごみ総量を減らすという基本的な考え方に照らせば一定の合理性はあると考えられるが、市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も必要と考えられる。 例えば、収集作業に関するクレーム数の減少、業者への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も含めることが望ましい。	各年度の予算事業のKPIについては、事業により性格上、効果測定が確立されていないもの、測定が困難なものがあるが、市民サービス向上の観点から導かれる目標値の設定や他都市の状況を確認するなど、より適切な成果指標を設定するよう検討していく。
17	95	定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法	横須賀市では、定日ごみの収集業者選定のための入札(5年間の長期継続契約)を、令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)にかけて実施している。入札の方法として、具体的には、横須賀市全域を14の地区に分け、複数の地区で同日に開札をしている。また、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限する、いわゆる「同日落札数制限」を採用している。予定価格の高い地区から順に開札するとされている。 「同日落札数制限」は一般に、過大受注による品質の低下を防止し、事業者による受注機会の均等を図るために導入される制度である。定日ごみ収集業務委託の入札では当該制度を導入し、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用となっている。一般廃棄物収集運搬業の許認可を受けている業者は令和6年(2024年)4月1日時点で26社あるが、今回実施した定日ごみ収集業務委託に係る入札の参加業者の一覧を調べると、10社となっていた。なお、当該10社は全て、前回入札時である平成31年度(2019年度)の入札に参加していた。入札に参加する業者が少ない実態がある中で、「同日落札数制限」の趣旨の1つである受注機会の均等をどこまで考慮すべきが問題となる。すなわち、直近2回の入札結果によると、参加業者数が地区数(14地区)を下回っているため、「同日落札数制限」を用いて、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用によると、再入札となる可能性が高い。結果として、再入札に参加する業者が少なくなり、競争性が低下し、ひいては予定価格の再設定に伴う契約額増加による不経済(無駄な経費の支出)につながる可能性を有していると考えられる。 過大受注による品質の低下防止、受注機会の確保の観点から導入されている「同日落札数制限」を採用した現行の入札方法を否定するものではないが、例えば、現状の2件以上の入札制限ではなく、業者数に応じた制限数を設定するなど、より経済的な入札となるように検討することが望ましい。	横須賀市委託地域14地区のうち入札に参加した事業者が10社のみであるため、経済性の確保が難しい状況であることは認識している。 今後の入札方法については、参加業者の確保と経済的な制度方法について検討していく。
18	100	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行	横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、申込方法により決済手段が異なる。具体的には、横須賀市LINE公式アカウント又はインターネット申し込みによると電子決済を用いた前払いとなり、電話申し込みによると納付通知書を用いた後払いとなる。 粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の収納率は98%超と高い水準にある。しかし、未納者には、督促状等の送付や訪問催促等実施しており、このような債権管理に一定の時間を要している。 電子決済を利用できない市民もいるため、前払いへの完全移行は現実的ではないものの、市民の利便性等を考慮したうえで、電話申し込みによる場合でも原則は前納制に移行することが望ましい。この場合、粗大ごみシールを事前に粗大ごみシール取扱店等で購入し、粗大ごみに貼付して排出する運用は他自治体でも見られるところである。ただし、横須賀市の場合は粗大ごみシールを粗大ごみに貼付して排出する運用をしていないため、この取組による費用対効果を勘案して検討する必要がある。	粗大ごみ手数料のシール制による前納制の導入についてはコストや事務量を検討した結果、見合わせた経緯があるが、今後、機械やシステム等を利用することによる前納制を検討する。

19	101	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定	横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、手数料はスプリングマットレス(1個)は4,300円、その他(1個または1組)は520円に設定されている。例えば、ベッドと2段ベッドは同額の520円であるし、1人掛けソファと3人掛けソファも同額の520円である。まくらやほうき等の一般的に大きさの小さいものもやはり同額の520円である。 横須賀市においては、粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定が2パターンしかない。運搬コストや処分コストは粗大ごみの種別により異なると考えられるため、「その他」と一括りにされるものの中には、コストは安い対価が高いものや、コストが高い対価は低いもの、両者が見合っているものが混在しており、適正な価格設定がされていない可能性が考えられる。 粗大ごみに係る廃棄物処理手数料がスプリングマットレス4,300円、その他520円と2段階しかないが、一般的に考えれば、粗大ごみの種別に応じて運搬コストや処分コストは異なり、それに対する対価も異なっていくべきである。コスト分析を行い、粗大ごみの種別を類型化し、同種の性質をもつものは同一の手数料を徴収するといった対応が望ましい。	粗大ごみについては、概ね50cm以上2m以下の耐久消費財等としている。この範囲内のものは運搬コストや処理コストに大きな差がないと考える。一方、スプリングマットは市の施設で処理ができず外部委託に出しているためコストが高いものである。以上から、現在の料金区分は適正なものと考えている。
20	105	カラス除けネット、ごみ収納ボックスの配布及び補助金交付	横須賀市では、ごみ集積所の清潔保持のため、カラス除けネットやごみ収納ボックスを、町内会・自治会等の申請に基づき配付している。また、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、令和5年度(2023年度)より補助金を交付している。このように、現物配布と補助金交付が制度として存在している。現物配布の場合、カラス除けネット及びごみ収納ボックスの管理は、廃棄物対策課、久里浜収集事務所及び日の出事務所で行い、申請があれば納入する運用としている。また、令和4年度(2022年度)まではカラス除けネット及びごみ収納ボックスの一括受付を実施していたが、令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、随時受付となった。 令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、現物配布と補助金交付が制度として併存している。制度を併存させる必要がないのであれば、事務の効率性の観点からは、制度はどちらかに統一した方がよいのではないかと考えられる。 現物配布には、受付台帳の管理、配送コスト、ごみ収納ボックスやカラス除けネットの管理の手間等があり、これらに要するコストと補助金交付によるコストを比較し、補助金交付の一本化もしくは原則扱いにするかどうかの検討が望まれる。町内会・自治会等と協議する必要があるが、管理コストを考慮すると、現状のごみ収納ボックスの現物支給、カラス除けネット現物支給、ごみ収納ボックスの補助金交付制度という3本立てではなく、将来的に補助金交付制度に一本化もしくは原則扱いとすることが望ましいのではないかと考える。	ごみ収納ボックスは、現物配付から補助金交付制度へ移行中の段階である。現在は併存しているが、補助金交付制度を積極的に周知していきたい。 カラス除けネットは、1枚あたりの価格が4～5千円程度であり、補助金交付制度とすることで、ネット納入時期・補助金交付時期が遅れることにより市民サービス低下の恐れがあるため、現物支給を継続していきたい。

21	106	「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」における補助対象物の定義	横須賀市では、令和5年度(2023年度)より、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、補助金を交付する制度を開始した。補助金の対象者、対象物、対象経費等は「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められている。当該要綱によると、「ごみ収納ボックス」の定義は次のいずれにも該当するものと定められている。 ・一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみ集積所であって、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの ・ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組立てができるもの ・原則として、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ90cm以内のもの(収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る。) また、補助対象経費は次のいずれにも該当するものと定められている。 ・設置場所周辺の道路の通行に支障のない大きさであること。 ・道路上に固定せず、かつ、当該設置場所の所有者の同意を得ていること。 補助金額は、予算に範囲内において、設置するごみ収納ボックスに係る補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、25,000円を限度(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とされている。 補助金の交付申請を行う際は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請する必要がある。 ・ごみ集積所の位置図 ・ごみ収納ボックスの配置図 ・見積書の写し、その他購入金額が分かるもの(本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。) が確認できるもの ・ごみ収納ボックス設置に係る誓約書 なお、実績報告書の提出も求められており、次に掲げる書類を添えて市長に報告する必要がある。 ・ごみ収納ボックスの設置状況を明らかにした写真 ・領収書の写しその他支出した額を証する書類 令和5年度(2023年度)に横須賀市が補助金を交付した際の補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧したところ、「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められたごみ収納ボックスの定義に対し、例外的に認められたものが1件(補助額25,000円)発見された。 具体的には、ごみステーションに対して補助が行われていたが、書類を見る限り、ごみステーションは上述した「ごみ収納ボックス」の要件の2点目(簡易に組立可能)及び3点目(折りたたみ、高さが90cm以内)を満たさないものと考えられる。 本対象物について、市は、以下のとおり「ごみ収納ボックス」に該当し、補助対象経費と判断した。 ・該当物はごみの周囲および上部を囲うために用いる耐久性のある箱型の形状であり、商品自体は「組み立てて」作成される点 ・申請商品は「原則として」明示されている高さ90cm以内、折りたたみ、に当てはまらない規格となっているものの、当該条件は補助対象となるごみ収納ボックスが、「周辺の安全かつ円滑な通行を妨げずかつ収集作業に支障がないもの」という条件に適用するもの」として例示的な内容を表記したもので、したがって「原則として」という文言にて規定している点 ・要綱の「収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る」という条文に当てはまり収集作業に支障が生ずる理由がない点 ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱の条件を一部形式的に満たさないごみ収納ボックスに対して補助を行うと公平性の観点で問題である。 補助金の交付に当たっては「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に照らした検討が必要である。個別の事情に照らす前に、まずは一義的に要綱に照らした検討をすべきである。また、同様・類似の事象が今後発生する場合に備え、要綱に定める「簡易に組立てができる」、「原則として」、「折りたたみ」、「高さ90cm以内」という文言に解釈の幅が生じないように、文言の見直しの可否を検討すべきである。	ごみ収納ボックスはごみの飛散防止および鳥獣被害防止のため、管理団体に補助金を交付している。 補助対象品の大半は、道路上で一時的にごみを保管する際の飛散防止を目的として支給しているもので、ご指摘の箇所については、私有地への設置となるため、例外的に認めた経緯がある。 今後は、地域性に則した柔軟な対応ができるよう文言整理を行う。
----	-----	----------------------------------	---	---

22	108	ごみ収納ボックス等の補助申請の際に提出する誓約書	【意見21】に記載のとおり、補助金を申請する際には、「ごみ収納ボックス設置に係る誓約書」の提出が求められている。令和5年度(2023年度)の申請時に提出された当該誓約書には次の点が含まれる。 ・ごみ収納ボックスの目的外の使用、第三者へ譲渡、転貸及び売却は行いません。 ・ごみ収納ボックスは、歩行者や車両等の通行の妨げにならないよう安全に配慮した設置を行います。 ・設置したごみ収納ボックスが原因で、第三者等(人 又は 器物)に損害を与えた場合、申請者が法的な責任を負うことを承知し、一切の損害を賠償することを約束します。 令和6年(2024年)6月より、当該誓約書に1つ追加事項が盛り込まれた。 【ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等については、横須賀市に過失のある場合を除き、所有者(管理者)の負担において修復するものとし、横須賀市に損害賠償を求めることは、一切行わないものとします。】 本誓約について、令和5年度(2023年度)申請者についても、遡及して適用されるとのことであるが、そのための周知、申請者から了解を得た旨の証跡が残されていなかった。 遡及適用される事項について、誓約書がないと令和5年度(2023年度)申請者にごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等の扱いが適用されるか不明確になる可能性がある。 令和5年度(2023年度)の申請時に提出された誓約書は、社会通念上、私有物の破損などにおいて市側に過失があった場合は損害の賠償を行う一方で、経年劣化や使用損耗による破損など市側に過失がないものは補償しないという前提のもと作成していた。市側は、令和6年度(2024年度)に誓約書において「ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等が生じた場合の費用負担」部分を明文化し、令和5年度(2023年度)に申請された誓約書にも明文化はされていないものの、追加文言は適用される、という見解である。しかし、誓約書の内容が更新され、過年度の申請者に当該更新内容が適用される場合、誓約書を再度提出してもらう対応が必要と考えられる。	市と申請者の間で補償の範囲を改めて明確にするため文言を追加した。過年度申請者から移設申請があった場合、申請者に趣旨を説明していく。
23	111	目標の設定方法	海浜地清掃事業の効果測定指標として、清掃回数や回収量が目標値として使用されている。 現状、KPIとして使用されている清掃回数や回収量は、清掃や回収を公益財団法人かながわ海岸美化財団が実施することから、当財団で管理可能な数値となるが、横須賀市にとっては管理不能な数値と考えられる。横須賀市において管理不能な数値をKPIとすることが否定されるものではないが、PDCAサイクルの観点からは、現状の指標に加えて、横須賀市において管理可能な数値を追加することで、よりよい成果指標になると考える。 例えば、財団への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標や「清掃事業の実施に関する協定書」の遵守状況を考慮した目標を追加することが考えられる。	各年度の予算事業のKPIについては、事業により性格上、効果測定が確立されていないもの、測定が困難なものがあるが、市民サービス向上の観点から導かれる目標値の設定や他都市の状況を確認するなど、より適切な成果指標を設定するよう検討していく。

24	116	愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合	横須賀市における愛玩動物の火葬等にかかる手数料を図表5-4-16-7に示した。所管課によると、愛玩動物の火葬割合は5kg未満の愛玩動物の件数が一番多いとのことであったため、横須賀市において、5kg未満の愛玩動物の火葬等を民間業者に依頼した場合の火葬料を図表5-4-16-8に示した。横須賀市に火葬等を依頼する場合は、火葬手数料、収集手数料、返骨手数料の合計は7,200 円、民間業者に依頼した場合の平均は22,666円である。 横須賀市、民間業者各社でサービス内容が異なる点と、D社については7kg未満のペットに関する料金である点に留意する必要があるが、横須賀市と民間事業各社の料金を比較する(5kg未満の愛玩動物)と、B社～D社の平均料金が22,666円であるのに対し、横須賀市のサービスを利用すると7,200円である。また、図表5-4-16-2のとおり愛玩動物の処理割合は3割超であるが、図表5-4-16-5のとおり小動物火葬手数料の財源に対する割合は2割弱である。No20 小動物死体処理事業(環境施設課所管事業)で対象としている修繕費などの施設の維持管理コストを含めて考えると、小動物火葬手数料の割合はさらに低くなる。処理する動物の重量にもよるが、単純に考えるのであれば、処理割合が廃棄物処理手数料割合より高い場合、処理費用の一部が一般財源で賄われていると考えられる。一般財源は、愛玩動物を飼育している市民も飼育していない市民も納めている税金であることを考えると、愛玩動物を飼育していない市民も愛玩動物の処理費用の一部を負担しているということになる。愛玩動物の火葬サービスは、公ではなく民間が担うべき生活インフラであるとも考えることができ、地方公共団体が必ずしも整備すべき公的サービスではない。そのため、経済性・平等性の観点から、適切な手数料を収受する必要があると考えられる。 民間業者の火葬料や近隣地方公共団体の手数料を参考に、受益者が負担すべき手数料を再度検討することが望ましい。	民間業者及び近隣地方公共団体の状況を参考に、受益者が負担すべき手数料の見直しを検討していく。
25	117	小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務における入札状況	図表5-4-16-4に記載のとおり、歳出の大きな割合を占めるのは委託料であり、特に小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務の割合が高い。小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託については、3年間の長期継続契約としているため3年に一度、一般競争入札を行っているが一者入札が続いている。一者入札の理由について所管課は業務内容によるところが大きいと考えている。収集については原則1月1日から1月3日を除き業務を行う仕様であり、火葬については原則1月1日から1月3日、日曜日を除き業務を行う仕様となっていることから、業者の人員確保が難しく、応札しない業者が多いと所管課は推測している。 一者入札だと、競争性が働きにくい傾向にあり経済性の観点で問題がある。 業務内容の見直しを行い、応札する業者を増やすことが望ましい。具体的には、土日は隔週にしたり、火葬業務は一部可燃ごみとして処理することで業務内容を軽減した仕様としたりすることが考えられる。	現在の稼働状況を勘案しながら、業務内容見直しが可能か検討したい。
26	118	三浦市のへい死獣受入に係る業務の簡素化	横須賀市では、三浦市でへい死した動物についても受け入れ、処理を行っている。三浦市からは負担金を収受しているが、その際、三浦市のへい死獣の重量合計に処理単価を乗じて負担金を算出し、請求を行っている。具体的には、三浦市から持ち込まれた1年間の全てのへい死獣の重量を量り記録する。その後、1kgあたりの燃料費、処分及び受付委託料、その他事業費を項目別に算出し、合計することで処理単価としている。 三浦市から持ち込まれたへい死獣の重量を1体ずつ計ること、またへい死獣の処理単価の計算過程を確認したところ、計算方法が煩雑であった。 三浦市との交渉事ではあるが、負担金算出に関し、現在の厳密な計算による場合と、簡易的な計算による場合を比較考量し、簡易的な計算で問題ないのであれば、簡易的な計算で業務の効率化を図るべきではないかと考える。簡易的な計算は、具体的には、処理重量ではなく処理体数によって負担金算出することで重量を計る作業を省略することができる。また、処理単価についても過去の平均単価や小動物火葬手数料を参考にすることで事務手間を軽減すること等が考えられる。	三浦市と協議し、処理重量ではなく処理体数によって算出する方法で実施している。

27	121	委託業者の現状	現在横須賀市内のし尿収集業者は、横須賀市が長年収集業務を委託しているE社1社のみである。横須賀市では同社の決算書等や運搬車両の種類や数量、車検や付保の状況、役職員の給与明細等を定期的に入手し、財務だけでなく、設備、人事まで把握した上で、事業の継続に支障がないことを確認している。しかしながら、委託先の代表者が高齢であるにも関わらず、後継者の有無や事業承継の方向性の確認は行っていない。また、E社が収集業務を提供できなくなった場合の方針や対応について検討していない。 市内のし尿収集業者がE社1社のみであるため、将来何らかの事情で同社がサービスを提供できなくなった場合、市民に適時適切な、し尿収集サービスを提供できなくなるおそれがある。 長期安定したサービス提供を確かなものとするために、委託先の後継者や事業承継の方向性について確認し、また、万が一に備え、隣接市の業者の調査や意見交換を行うことで、いざという時の委託候補先等を検討しておくことが望ましい。	E社には、事業承継の方向性について聴取し、後継者がいることを確認した。 万が一に備え広域連携先である三浦市などでの収集についても検討をしていく。
28	126	浄化槽の維持管理に係る指導	浄化槽は槽内に生育している微生物の動きを利用して汚水を浄化する施設であり、その働きを十分に発揮するには浄化槽の適正な設置と維持管理が必要である。浄化槽の適正な設置・維持管理が行われない場合、汚水の処理が不十分のまま放流されることとなり、水質汚濁や悪臭など、地域の環境が悪化する恐れがある。そのため浄化槽法では浄化槽管理者に浄化槽が異常なく機能しているか確かめる「保守点検」、蓄積した汚泥を取り除く「清掃」、浄化槽の状態が正常であることを検査機関が確かめる「法定検査」の3つを定期的に行うことを義務付けている。「保守点検」の実施頻度は浄化槽の規模や処理方法によって異なるが、一般家庭用の通常使用であれば4ヵ月に1回以上の実施が求められる。「清掃」は1年に1回以上(全ばっ気方式の場合6ヵ月ごとに1回以上)の実施が求められている。「法定検査」は使用開始して3ヵ月を経過した日から5ヵ月間に受検する「7条検査」と毎年1回定期的に受検する「11条検査」の2種類がある。「保守点検」、「清掃」、「7条検査」、「11条検査」の横須賀市の年度別実施率又は受検率は図表5-4-18-5～図表5-4-18-8のとおりである。なお参考として神奈川県平均及び全国平均の実施率又は受検率も記載している。なお、「清掃」を除く「保守点検」「7条検査」「11条検査」の周知・指導に係る所管事業は今回対象事業とした「浄化槽清掃事業」ではなく、「浄化槽設置管理指導事業」であるが、対象事業の監査の過程で気づいた関連事業の課題と意見をまとめて記載することは有益と考えるため、「清掃」と併せてここに記載することとする。 横須賀市の浄化槽に係る「保守点検」及び「清掃」の実施率、「7条検査」及び「11条検査」の受検率につき、概ね県平均と同じか、これを超えるレベルとなっているが、全国平均と比較すると相程度劣っている状況である。横須賀市では浄化槽の適正管理を目的に年に1回、11条検査の啓発を行う神奈川県生活水保全協会のお知らせと同封する形で、対象者に11条検査の申込書と「保守点検」と「清掃」と「法定検査」が必要である旨のダイレクトメールを送付している。また浄化槽を初めて使うなどの不慣れな人から電話で問い合わせを受けたときなどに、清掃、点検、検査を説明しているダイレクトメールを郵送しており、悪臭等苦情を受けたときなど現地調査の上、長期間清掃をしていない浄化槽の管理者に清掃を推奨する等している。しかしながら、上記のような問い合わせや苦情が無い場合は、未受検先への個別の問い合わせや訪問等を行っていない状況であり、横須賀市の実態に合わせた浄化槽の適切な設置・維持管理に係る周知・指導策はまだ検討できていない状況である。 浄化槽管理者の義務である「保守点検」・「清掃」の実施率、「7条検査」・「11条検査」の受検率向上を阻む要因は複数あると考えられ、効果的・効率的に周知や指導活動を行うには、その要因に見合った対応策をとることが重要である。そのためには県、関係機関と連携し、横須賀市の浄化槽管理に係る実態把握のためにアンケートや個別質問を行い、現状を理解することは極めて有効と考えられる。例えば他地方公共団体では低迷する浄化槽法定検査受検率向上のために幅広く浄化槽管理に係るアンケートを実施し、そもそも浄化槽を知っているか、浄化槽を使用しているか、浄化槽法定検査が必要なことを知っているか、受検しない理由等を回答してもらい、これを把握することで、受検率向上を阻む要因の検討を行っている。また、実施率・受検率改善には、問い合わせや苦情を受けたもの以外、長期間の未清掃者や未受検者等に対して、電話等による指導や訪問による指導を実施するなど、県や関係機関の協力の下、積極的な指導活動の拡大を図ることが望ましいと考える。	長期間未清掃者については訪問、現地確認し指導を行っている。 法定検査未受検者に対しては、浄化槽清掃時に法定検査の必要性について説明し、受検率向上を図っていく。

29	133	入札無効時の事務処理	横須賀市契約規則第15条において、入札の無効について規定されている。令和5年(2023年)12月、令和6年(2024年)1月のアルミ缶売渡に関する入札について、横須賀市資源回収協同組合の応札が無効になったが、入札書において、金額欄に鉛筆で二重線の上、「無効」と書かれているのみで、無効理由が明記されていない。また、入札見積結果報告書(経過表)においても、鉛筆で二重線で取り消し線が引かれボールペンにて「無効」と書かれているが、こちらについても無効理由についての記載がない。所管課によると、横須賀市契約規則第15条第5号に該当するため、入札無効になったとのことであるが、その旨が明記されていなかった。 無効理由が明記されていないと無効理由がわからず、適正な入札事務だったか否か等について事後的にチェックすることが難しくなる可能性がある。 入札無効になった場合には、担当者交代等があっても容易に事後チェックできるよう、入札書や入札報告書においてその理由を記載することが望ましい。	指摘された点について、当該入札の入札見積結果報告書(経過表)にその理由を記載し修正した。 また、令和7年度以降に入札無効になった場合、その理由を入札見積結果報告書(経過表)へ記載していく。
30	146	日の出町し尿問題対策協議会の在り方	日の出町し尿問題対策協議会において、し尿等下水道投入施設がある日の出町周辺住民と所管課が情報共有や意見交換を行っている。日の出町し尿問題対策協議会は日の出町内会長を含む地元住民代表4名及び横須賀市職員1名で構成されているが、どのようなメンバーで構成されているかについては規定されていない。 日の出町し尿問題対策協議会では、当事業に関して情報共有や意見交換を行っているが、構成メンバーが規定されていないと公平性の観点で問題になる可能性がある。 日の出町し尿問題対策協議会の構成メンバーについて、規則等で規定することが望ましい。また日の出町し尿問題対策協議会について、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)は新型コロナウイルスの影響で書面開催であり、令和6年度(2024年度)においても重要な協議事項がないことを理由に書面開催であったとのことである。し尿等下水道投入施設は平成12年度(2000年度)に完成しており、完成から20年以上の長い年月が経過しているため、今後も重要な協議事項がないことが見込まれるのであれば日の出町し尿問題対策協議会の在り方についても検討することが望ましい。	メンバー構成の規定については、総務課法規訟務係に相談した結果、要綱で定めることが望ましいと考える。当該協議会と協議し、メンバー構成の要綱を作成していく。 協議会の在り方については、未解決の協議事項があることから、引き続き当該協議会において問題の集約解決を図っていく。
31	149	事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討	現在積替保管施設では、造園業者等からの排出される枝・草等の廃棄物について受入れを行っている。枝、葉、竹等はチップ化による資源化処理が民間処理施設においても行われるようになってきているが、落ち葉、草等のチップ化に不向きな品目が混入している場合、民間処理施設では受入不可となることもあるため、横須賀市が受入先を提供している。令和元年度(2019年度)の事業開始時においては、横須賀市が政策的に受け入れ先提供する必要があったが、所管課によると、その後、落ち葉、草も受け入れ可能な民間処理施設が現れるなど、横須賀市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況にある。 積替保管施設は受入と保管のみ行う施設であり、資源化処理は外部の業者に委託している。あくまで中間的な保管場所としての機能のみであり、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況から、市の財源を消費して本施設を維持管理する必要性が問われる。 将来的には受入、保管業務も含め民間の資源化処理施設に移行させることを目標とした中期的な施策の検討が望まれる。	造園業者等から排出される枝・草等の受入れについては、民間の資源化施設へ移行することを検討しており、令和8年度中に本市での受入れを終了する予定である。
32	150	枝・草等に係る廃棄物処理手数料	横須賀市の枝・草等に係る廃棄物処理手数料は、現在、10kgまでごとに150円と設定されているが、廃棄物処理手数料としては比較的安価である。 横須賀市が積替保管施設にて受入を行っている趣旨は、市内の民間資源化処理施設では受入が難しい廃棄物について一時的に保管する場所を提供するためのものであるが、施設の維持管理にも支出が伴うため、これらを賄うための財源を適切に確保しておく必要があるが、現状は一般財源の補てんが必要な状況となっている。 現在の時勢や物価、近隣地域の状況を鑑みて、廃棄物処理手数料が積替保管施設の維持管理に必要な財源として適切な金額設定となっているか今一度検討されたい。	造園業者等から排出される枝・草等の受入れについては、令和8年度中に本市での受入れを終了する予定であるため、枝・草等に係る廃棄物処理手数料改定は検討せず、現行のままとする。

33	155	横須賀ごみ処理施設「エコミ ル」の予防保全	横須賀ごみ処理施設「エコミル」について、施設竣工時に施工会社が作成した施設の長期修繕計画はあるものの、現状では主要な設備レベルまで計画を落とし込んだ具体的な予防保全計画が策定されていない。 ごみ処理施設内の各設備の中には、故障等により機能停止すると事業運営に致命的な問題に繋がるものも多く、計画的な修繕工事は今後も継続的に必要不可欠なものである。現状では、現場職員の経験からくる判断で、壊れる前に修繕(交換)を行っているため、致命的な事態は招いていないとのことであるが、一般論として壊れてから修繕(交換)を行う事後保全のコストは、計画保全よりも高くつくといわれている。「エコミル」について具体的な予防保全計画が策定されていないため、計画的な修繕等の実施及び更新費用等の縮減・平準化等を図ることが難しい状況である。また、今後必要となる修繕にかかる金額的負担や工事に必要な期間等を定量的に見込むことができず、中長期的な財政負担の予測が困難状況となっている。 過去実績や類似事例を参考に、具体的な金額とかかる期間を見積もった予防保全計画を策定し、将来の修繕工事に かかる財務負担のみえる化と、更新費用等の縮減・平準化を図ることが求められる。	過去の実績等を踏まえ、令和8年度中に施設整備計画を策定する。
----	-----	--------------------------	--	--------------------------------

34	166	空調設備の修繕	久里浜収集事務所はかつてのごみ処理施設であった南処理工場跡に隣接した場所に位置しており、昭和58年(1983年)に稼働開始してから令和2年(2020年)に南処理工場の業務をエコミルに移管して以降も、継続してごみ収集の事業拠点となっている。建物及び設備が全体的に老朽化しているが、大規模な修繕や建て替えは実施していない。ほぼ毎年設備等の故障が発生している状況であるが、事後保全型の修繕で対応しているため、修繕計画は作成していない。 現状久里浜収集事務所の設備に係る修繕料については、事前に予算化されないケースが多く、基本的に故障が判明した都度、業者から見積を入手し、当該見積をもって関係者と協議して財源を確保した後、業者に発注するという手順となっている。故障のタイミングによっては、発生から発注、実際に修理が完了するまで長期を要する場合がある。特に空調設備は組込式で古いものが多く、業者の手配や部品の調達、修理自体に時間を要することがあるため、仮に酷暑の中で、従業員スペースの空調設備が故障した場合は、長期間稼働できず、職員の適切な業務運営に支障をきたす恐れがある。現状久里浜収集事務所の空調設備は全体で12台あり、そのうち1980年代製が3台、1990年代製が3台、2010年代が3台、2020年代が3台である。また、年度別の空調設備修理台数と修繕額、修繕完了までの期間は図表5-7-28-5のとおりである。 久里浜収集事務所は古い施設であり、事後保全型の修繕になるのはやむを得ない面があるとは考えるが、空調設備については、老朽化によりほぼ毎期修繕が発生する状況であることや、職員の労働安全環境にも関係する設備であることを踏まえ、修繕計画を策定し、空調設備の修繕料を年度予算に組み入れ、適時に発注等を行うことが望ましい。	今後、施設の在り方の状況を踏まえて、空調設備の耐用年数を経過した空調機器は、職員の労働安全環境に必要な設備であることから、予算要求していく。
35	167	職員安全衛生の維持に係る備品(電化製品)の新規購入	久里浜収集事務所では、ごみ収集に携わる職員に定期的に作業服を貸与しており、ごみ収集作業で汚れた服は、職員がまとめて同事務所の備品である洗濯機及び衣類乾燥機を利用して、洗濯・乾燥を行っている。また、同事務所の近くにコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店がないため、職員は昼食や飲料等を持参し、飲食時まで冷蔵庫で保管することとしている。ごみ収集活動で外出している間は控室等の冷房を停止しているため、冷蔵庫が無ければ安全な昼食の確保が難しい環境にあると言える。更に夏場、酷暑の中のごみ収集活動は脱水症状や熱中症を引き起こすことがあるため、ごみ収集活動を安全に遂行するためには製氷や保冷を可能とする冷蔵庫が必須と考えられる。しかしながら、衣類乾燥機と冷蔵庫について、横須賀市役所本庁舎で利用していないこと等を理由に予算措置が認められていないため、新しいものに替えることが出来ず、相当古いものの利用を続けており、故障や不具合が生じる都度、可能なものは職員が手直しして使っている状況である。 衣類乾燥機は寄付されたものを含め12台利用しているが、いずれも業務用ではなく家庭用のものであり、一般的な耐用年数は長くても10年程度と考えられるが、8台がこれを超過しているにも関わらず、連日長時間稼働している状況である。相当程度耐用限度を超えた利用を行っているため、故障の頻発のみでなく、部品の経年劣化や絶縁の低下から発煙・発火事故の発生の恐れもあると考える。また冷蔵庫の耐用年数は10年程度と考えられるが、利用している冷蔵庫の8台のうち、1980年代製が3台、1990年代製が2台と相当古いものを利用している状況である。一般的に冷蔵庫は購入時から10年を超過すると、最新機とくらべ消費電力は2倍程度となると言われているため、CO2削減の観点からも入替の検討が必要と考えられる。 事業内容や拠点ごとに職場環境は異なるため、横須賀市の全事業一律で設備や備品等の必要性を判断するのではなく、事業ごと、拠点ごとに職員の安全衛生を図る上で必要な備品の新規導入を検討することが望ましい。また貸与作業服の洗濯・乾燥については、クリーニング業者への委託要否についても検討することが望ましい。	久里浜収集事務所では、洗濯機1台、衣類乾燥機1台、冷凍冷蔵庫3台を令和7年度で購入する予定である。 職員の安全衛生を図る上で必要であるため、経過年数等を踏まえ、古いものから順次更新するため、引き続き予算要求を行う。
36	171	成果指標と活動実績の設定	当事業について、成果指標として「高速道路使用料」を設定しており、また、活動実績として軽油及びガソリンの燃料消費量を設定している。 当事業の内容は定日及び臨時のごみ収集運搬及びごみ不法投棄等の指導であり、ごみの収集運搬に際し高速道路利用時のみに発生する高速道路使用料の合計額は、当事業全体の成果目標としては適しているとは言い切れない。また同様に軽油やガソリンの消費量はごみ収集車の収集運搬距離を表すものと言えるが、収集車の燃費やドライバーが選択したルートの影響を大きく受けると考えられ、ごみの収集運搬や不法投棄指導の活動実績を十分に表しているとは言えないと考えられる。 事業内容に見合った成果指標を検討することが望ましい。また、活動実績についても、ごみ収集量や臨時収集回数、指導回数等が考えられるが、事業内容に照らして、何が適切か検討することが望まれる。	ごみ収集直営事業は業務の性質上、適切な成果目標が設定しづらいが、より適切な成果指標について、他都市の状況等を調査し検討していく。

37	174	実態にあったごみ収集車の入札事務	所管事務所では、用途に合わせた各種のごみ収集車を年度ごとに計画的に入札で購入している。令和3年度(2021年度)までは入札を行った年度内にごみ収集車を購入できていたが、令和4年度(2022年度)以降、半導体等の世界的な自動車部品不足により納車が遅れ、落札・発注と同年度中の購入が困難な状況である。以下の図表5-7-30-5は直近3か年の年度別に業者の落札日と納車日の関係をまとめたものである。令和4年度(2022年度)から納車まで1年超を要することとなったが、令和5年度(2023年度)は納車まで1年5ヵ月から1年11ヵ月、令和6年度(2024年度)は1年8ヵ月程度と長期化が続いている状況と言える。 横須賀市では歳出予算の経費について、翌年度末までに支出(購入)を行う必要があり、横須賀市指名停止等措置規則第2条第1項別表第1にて「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」は相手方である業者が1か月の入札停止となる旨定められている。国際情勢の悪化は続き、今後も部品や車両の流通の大幅な改善は見込まれず、納車の長期化は避けられない状況と考えられるが、そのような状況でも、落札の次年度中までの納車が難しくなった場合、「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」に該当することを恐れ、業者による活発な入札が行われていない可能性がある。 活発な入札環境を確保するために、部品や車両の流通による納車遅延は「契約の相手方の責めに帰すべき事由」に該当しないことを明確にして、入札周知を行うことが望ましい。	入札に参加しやすい環境を整えるため、既に令和6年度から、入札を行う前に予算の繰越明許を設定し、納期を翌年度末までとして入札を行っている。 このことにより、複数社が入札に参加した。 令和7年度においても同様に予算の繰越明許を設定し、納期を翌年度末までとし入札を実施した。
----	-----	-------------------------	--	---

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【建設部】
38	181	適時な情報収集と近隣地域との協力体制の構築	事業費は過去の捕獲実績に基づき毎年度検討されているが、近年クリハラリスをはじめとして捕獲頭数が急増している影響により予算不足や人手不足が度々発生している。またこれは横須賀市に限らず、近隣の鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町においても類似した事象が発生している。 横須賀市においてはまだ大規模な農業被害の発生までには至っていないが、近隣地域においては既に事例が発生しており、市民個人単位の被害申請によって行う被害防除のみでは対応の限界があり、三浦半島全体で足並みを揃えた計画的防除が重要という見方がなされている。一方で、生息状況の調査や分析や、広域的な計画防除を実行するには三浦半島の地理に対する専門的知見と相当程度の資金が必要となることから、横須賀市のみで完結可能な課題ではないため、横須賀市としても当該状況について真摯に受け止め、近隣地域との協力体制をより一層強化することが求められている。 現在も増加し続けている捕獲対象生物の生息状況や被害状況把握の調査、有識者を含めての分析、および対応策としての被害防除や計画防除の実行において、近隣地域との適時に情報交換するとともに、近隣地域との足並みを揃えるために必要な人材と予算が適切に確保されているのかどうかを改めて検討されたい。	・「近隣地域との適時に情報交換の必要性」はご意見のとおり重要である。神奈川県横須賀三浦県政総合センター（環境部みどり課）を中心に近隣市町で鳥獣行政担当者会議を立ち上げ、随時情報交換を行っている。必要性は高まると考えているので情報交換を随時必要に応じて行い、鳥獣対策行政に反映させていく。 ・「必要な人材と適切な予算の確保」についてはご意見のとおりである。本市も財政状況は厳しいが、特定外来生物や有害鳥獣の生息数の増加や生息分布の拡大は、生活被害・人身被害・農業被害の拡大に直結するので、必要な予算と人材の確保について、財務当局へその必要性を粘り強く訴えていく。
39	185	緑被率の定期的な調査の実施	「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、みどりの将来像の実現に向けた目標としてみどりの量の維持・向上を掲げており、緑被率(約54.5%)の維持・向上を数値目標と設定している。一方で、平成27年度(2015年度)以降、緑被率の調査は行われていない状況である。 平成27年度(2015年度)以降、緑被率の調査は行われていない、みどりの量の維持・向上という目標が達成されているか直近の状況が把握できず、この目標に関連した施策が全体として効果が発揮されたかどうか判断することが難しい状況である。 みどりの量の維持・向上という目標達成状況を把握するため、緑被率の調査を定期的実施することが望ましい。また、平成27年度(2015年度)以降、緑被率の調査が行われていない背景として、その業務委託費が高額であることが挙げられる。これまでの緑被率の調査は、航空写真を使用して行われたが、近年では衛星画像を使用した調査など新技術が登場しており、コストの低い調査方法を検討することが望ましい。なお、これまでと調査方法を変更した場合、緑被率算出の精度等が変わる可能性があるため、過去の緑被率との比較可能性も考慮して調査方法を検討されたい。	横須賀市みどりの基本計画の目標である市内のみどりの量の把握には、緑被率調査の実施が不可欠である。ご意見にあるとおり、従来の航空写真による緑被率調査は非常に高額であったため、コストを抑える観点から衛星画像の活用による調査方法を検討し、令和7年度予算に盛り込むに至った。しかしながら、衛星画像を活用した場合でも調査費用は依然として高額であり、定期的に実施するには財政的な課題が残るのが現状である。将来的な継続的調査を可能とするためにも、今後は、さらなる効率化および低コスト化を図る新たな調査手法や技術導入について、引き続き検討を進めていく必要がある。